

中古建設機械の即時取得と所有権侵害に対する損害賠償請求

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 3 月 23 日
【事 件 番 号】 平成 30 年（ワ）第 20361 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 認容
【参 照 法 令】 民法 192 条・709 条
【掲 載 誌】 金法 2161 号 77 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25584320

名城大学准教授 杉浦林太郎

事実の概要

X は、A に建設機械（本件機械 1～6）をリース等していたが（本件機械 1、2 を対象としたリース契約 1、本件機械 3～5 ほか 1 件の機械を対象としたリース契約 2、本件機械 6 の譲渡担保契約）、A が同建設機械を国内の取引価格よりも安く Y へと売却し、Y がそれらを海外へと輸出した。その後、A は、平成 30 年 1 月 30 日、再生申立てをした。

これに対し、X は、これら建設機械の所有権を侵害された旨を主張して、Y に対し、不法行為に基づき、損害賠償金合計 1 億 1630 万 5200 円及びこれに対する民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

判決の要旨**1 争点 1（Y の不法行為の成否）について****(1) Y の即時取得の成否について**

「建設機械の商取引は、リース契約又は長期にわたる割賦販売が多く、かつ、割賦販売の場合、代金完済時まで、当該機械の所有権を売主に留保する所有権留保特約付きの契約であることが多いとされるところ、本件各機械は、いずれも売買代金が 1000 万円を超える相当高額な建設機械であったのであるから、古物商として相当期間の営業経験を有する Y は、本件各機械について、A がリース契約又は長期にわたる割賦販売を利用していることを認識していたものと認められる。

また、……本件機械 6 を除く本件各売買の売買価格は、国内の取引価格より 1～2 割程度安い

ものであったところ、中古の建設機械については、取引市場が相当程度に整備されているのであるから、A が正常な取引により本件各機械の完全な所有権を取得しながら、あえて国内の取引価格より安い価格で Y に多数の建設機械を売却すべき合理的な理由は見だし難い。そして、Y は、本件各機械の具体的な国内の取引価格まで認識していたかはともかく、本件各売買の売買価格が国内の取引価格よりも安いことを認識していたのであるから、この点は、Y において、A が本件各機械の所有権を有しているかについて、疑念を抱くべき事情であるといえることができる。

さらに、……Y は、過去に、所有者がリース会社であることを示すシールが製造番号のプレート付近に貼付された状態の建設機械を購入した経験があり、Y の中古の建設機械の取引経験に照らしても、建設機械には製造番号のプレート付近に所有者が誰であることを示すシール等が貼付されることがあることについては十分に認識していたと認められる。そして、Y は、本件機械 2、3、5 及び 6 の売買当時、同各機械の操縦席の前方下部の製造番号プレートの下には、X が所有者であることを示すシールがあること又はシールを剥がした跡があることを認識していたのであるから、この点は、Y において、A が本件各機械の所有権を有しているかについて、疑念を抱くべき事情であるといえることができる。

以上の各点に、Y と A との間の売買が急増する中、国内の取引価格より安価な本件各売買が続いていたこと、Y が本件機械 6 の引渡しを受ける前の時点で、A が Y に売却した別件ブルドーザーに

ついて、引渡しを受けられない事態が生じていたことを併せ考慮すると、Yは、Aから本件各機械の引渡しを受ける時点で、Aが本件各機械の所有権を有しているかについて疑念を抱くべきであったといえることができる。

それにもかかわらず、Yは、上記疑念を解消するに足る調査等を行うことなく、漫然とAが本件各機械の所有者であると信じ、本件各売買に基づいて、本件各機械の引渡しを受けたというのであるから、YにはAが本件各機械の所有者であると信じるについて過失があったものといわざるを得ない。

したがって、Yには本件各機械について即時取得が成立しない。」

(2) Yの不法行為の成否について

「Yにおいて、Xが本件各機械の所有者であることを知りながら故意に上記所有権侵害行為をしたと認めるに足りる証拠はない。

もっとも、上記(1)で指摘した諸事情に照らすと、Yは、Aに対し、本件各機械の輸出時まで、本件各機械の譲渡証明書の提示を求め、これがないという場合には、本件各機械の売買契約書その他Aが本件各機械の所有権を取得したことを証する契約書及びその代金等の支払を示す領収書等の提示を求めるなどして、Aが本件各機械の所有者であることについて適切に調査確認すべき義務を負っていたものといえることができる。なお、前記1認定事実によれば、本件各機械の製造業者であるB建機株式会社は建機工業会の会員であるから、本件各機械について譲渡証明書が発行されているかどうかについては、YにおいてB建機株式会社に問合せをすることにより、容易に確認することができたものと認められる。

しかるに、Yが上記の調査確認を適切に行ったとは認められないから、Yには、上記義務を怠った過失があるといえるべきである。」

2 争点2 (Xの損害の有無及び額)

「Yの不法行為によりXが被った損害額は、1億1630万5200円と認められる。」

判例の解説

一 問題の所在

X A間でリース契約が行われた本件機械1～5

の所有権はXが有しており、譲渡担保が行われた本件機械6についても、担保的構成に沿って、担保権設定者であるXに所有権がとどまっていると考えられている。

こうした前提のうえで、まず、本件機械の所有者ではないAからYへの売買の結果として、Yによる本件機械1～6の即時取得が成立しているかどうか争われる。Yによる本件機械の即時取得が成立するのであれば、Yが行った本件機械の輸出は自己の所有する物の処分であり、Xに対する不法行為とはならない。

Yの即時取得が成立しないのであれば、Yによる本件機械の輸出はXの所有権の侵害となり、不法行為を構成する可能性があり、その成否と賠償額が問題となる。

二 即時取得の成立について

1 即時取得の成立については、取得者の過失の有無が問題となる（民法192条）。即時取得の要件である無過失は、「動産の占有を始めた者において、取引の相手方がその動産につき無権利者でないと誤信し、且つかく信ずるにつき過失のなかつたことを意味する」（最判昭26・11・27民集5巻13号775頁）。

一般的には、過失の有無は、前主の処分権限につき、取得者に疑念が生じなければならなかったかどうか、もしそれが肯定されるとすれば、取得者が正しい認識を得るために相当と認められる措置を講じたかどうかによって判断され、その際に、取引の実情ないし慣行、商慣習、従来の当事者間の諸関係などが総合的に考慮される¹⁾。さらに、取得者が古物商などの専門業者である場合には、より高度の注意義務が要求される²⁾。

本件のような建設機械の即時取得の成立が争われた事件については、最高裁が、(i)建設機械の売買では所有権留保による割賦販売によることが多く、(ii)専門業者（古物商など）は、建設機械を購入する際には、売主の所有権に疑念を抱き、調査をする義務を負い、それを怠った場合には過失があったということになる、という一般的な基準を示し（最一小判昭42・4・27判時492号55頁）、後の判決もこの枠組みに沿って判断が行われてきた³⁾。

2 裁判例において、買主に過失があった（売

主の所有権に疑念を抱き調査すべき義務があったのにそれを怠った」という判断がなされる際に考慮された要素としては、譲渡証明書⁴⁾が添付されていなかったり（広島地呉支判昭47・11・27判時705号93頁）、様式外の譲渡証明書が添付されていたりしたこと（東京地判昭61・11・27金判774号46頁）、建設機械が新品同様であったこと（千葉地判昭54・11・29判タ409号127頁など）、アワメーターから読み取れる製造年月日が新しく、その当時全国的に建設機械が行方不明になる事件が発生していたこと（東京高判昭49・12・10下民集25巻9＝12号1033頁）、割賦弁済終了日が到来していないことを添付されていたシールから知ることができたこと（東京地判平29・10・30LEX/DB25539320）などがある。

さらに、割賦代金債務の一部が残っていると売主から聞かされていたにもかかわらず、所有権の帰属を確認していなかった場合（千葉地判昭59・3・23判時1128号56頁）⁵⁾や、初対面の売主が「納品書」と「領収書」の名義人であるかどうかを確認しなかった場合（東京高判平8・12・11判タ955号174頁）にも、買主に過失があったとされる。

3 本件では、(i) 建設機械はリース契約や割賦販売されることが多く、かつ、割賦販売の場合には売主に所有権が留保されていることが多く、古物商であるYも本件機械についてリース契約又は長期にわたる割賦販売を利用していることを認識していたこと、(ii) 本件機械1～5の売買価格が国内の取引価格より1～2割安いものであったこと、(iii) Yが、本件機械2、3、5、6については操縦席の前方下部の製造番号プレートの下に、Xが所有者であることを示すシールがあること又はシールを剥がした跡があることを認識していたことなどから、YはAが本件各機械の所有権を有しているかについて疑念を抱くべき事情があったにもかかわらず、疑念を解消するに足る調査等をすることなく、漫然とAが本件各機械の所有者であると信じ、本件各売買に基づいて、本件各機械の引渡しを受けたということに過失があったという判断をした。

このような過失の判断は、従来の裁判例によって形成されてきた枠組みを維持したうえで、譲渡人が建設機械の所有権を有しているかについて疑念を抱くべき事情があったにもかかわらず、疑念

を解消するに足る調査等を行わなかったことが過失となるという点を明確にしたものである。

なお、本判決の後に示された判決では、取得者により積極的な義務を要求しているものがある（東京地判平31・3・28LEX/DB25559125）。この事件では、機械が製造から2年を経過したにすぎない場合に、本件機械に残債務があるか否かを調査するべきであり、取得者が口頭での残債務の確認や、写真で機械に所有権留保を示すシール等が貼られているかを確認していたとしても、前の所有者に残債務があるかを確認するべきであったのにそうした調査を懈怠した過失があるとしているが、従来の裁判例がより具体的な疑念を抱く事情を基礎として判断を行ってきたことからすると、買主の調査義務を拡張していくことについては慎重であるべきである。

4 建設機械の即時取得が争われた裁判では、買主による即時取得が認められた例はほとんど見られない。これは、建設機械の購入をするのは、販売業者や建設業者、古物商や質屋などといった専門家がほとんどであるため、買主に高度の注意義務が課され、無過失だと認められにくいことが影響している。

買主に過失がないとして即時取得の成立を認めた判決では、取得者が金融業者である場合に、取引の安全を犠牲にして常に調査義務を負わせることは酷に過ぎ、相手方に対し取得時期、取得経緯、代金完済の有無を質問するなどし、相手方の回答や建設機械の客観的形狀、これまでの取引の経緯等により相手方が所有権を有するとの合理的な心証を得た場合には、それ以上に所有権留保の有無について調査すべき義務はないとしている（福岡高判昭59・3・21判タ527号111頁）。

最近では、とび、土工、コンクリート工事業等を営む株式会社による建設機械の売買であっても通常の動産取引の場合と質的に異なるといえる程の経験則は認め難いとしたうえで、譲渡証明書は、建設機械の取引において、占有に代わるような公示機能を持つに至っているとまでは認め難く、建設機械の譲受人において、当然に統一譲渡証明書の確認をすべき義務があるとはいえないとして、取得者には過失がないとして即時取得の成立を認めた判決もある（福島地いわき支判令2・1・10金判1607号56頁）が、この事件の控訴審では、従

来の判断枠組みに沿った判断がなされ、取得者に過失があるとして、即時取得の成立が認められなかった⁶⁾。

三 不法行為責任の成立について

本判決において、東京地裁は、即時取得の成立の場面での過失と所有権侵害に対する不法行為責任の成立の可否の場面での過失とを区別して検討を行っている。前述のような即時取得の成立の場面での過失の判断基準とは別に、Yは本件各機械の輸出時までに、Aに本件各機械の譲渡証明書の提示を求め、提示されない場合には、本件各機械の売買契約書その他Aが本件各機械の所有権を取得したことを証する契約書及びその代金等の支払を示す領収書等の提示を求めるなどして、Aが本件各機械の所有者であることについて適切に調査確認すべき義務を負っていたとし、それを怠ったということで不法行為責任の要件である過失の存在を認めている。

即時取得の成立と不法行為責任とが交錯した他の裁判例では、所有権侵害による不法行為責任の成否について検討する中でYの過失について検討し、不法行為を成立させる過失が存在しないことから、即時取得も認めることはできないとしたものや（前掲東京地判平31・3・28）、取得者による即時取得が過失によって成立しない結果、所有権侵害の不法行為による賃料相当の損害賠償を認めたものがあるが（仙台高判令2・8・6判時2477号54頁）、本件のように両過失を分けて検討したものは見られない。

即時取得の成立の場面での過失の有無と、所有権侵害に対する不法行為責任の成立の可否の場面での過失については、厳密に考えていけば異なる検討を必要とする場面が存在するかもしれない⁷⁾。

ただし、本件では、Yに即時取得を成立させない過失があるとする以上は、YがAのものではないと認識しながら本件各機械を購入し海外へと輸出した行為が真の所有者の所有権を侵害することは予見できたであろうし、その結果を回避することもできたであろうから、不法行為責任を成立させる過失の存在も認められることになるだろう。本判決が意識的に両過失を分け、不法行為を成立させる過失の判断基準として、Yが「本件各機械の譲渡証明書の提示を求め、これがないという場合には、本件各機械の売買契約書その他Aが本件

各機械の所有権を取得したことを証する契約書及びその代金等の支払を示す領収書等の提示を求めるなどして、Aが本件各機械の所有者であることについて適切に調査確認すべき義務」に違反したかどうかを検討しているのかどうかは明らかではない。

●——注

- 1) 川島武宜＝川井健編『新版注釈民法(7) 物権(2)』(有斐閣、2007年) 185頁[好美清光執筆]。
- 2) 質屋が原告に所有権留保のされた新品同様の軽自動車を購入した場合の東京高判昭35・4・27下民集11巻4号937頁や、同じく原告に所有権留保のされた新品同様の原動機付自転車を質屋兼古物商が購入した場合の仙台地判昭36・12・26下民集12巻12号3227頁。いずれも、買主に過失があるとして即時取得の成立が否定されている。
- 3) 副田隆重「所有権留保附建設機械の即時取得における過失判断」法時57巻5号(1985年)115頁。
- 4) 建設機械については、割賦販売が行われ製造業者に所有権が留保されることが多いが、買主が代金全額の支払を行い、買主に完全に所有権が移転する際に、一般社団法人日本建設機械工業会(「建機工業会」)に加入する建設機械製造業者等により発行される証書。所有権を有することの一定の証拠となる。
- 5) 野口恵三「判批」NBL321号(1985年)52頁。
- 6) 前掲仙台高判令2・8・6。建設機械は、占有者が当該機械の所有権を確定的に取得していないことが多いが、誰もが自由に買受けをしようとするものではなく、これを入手しようとする者は転売目的の販売業者・ブローカー・自己使用目的の建設業者・担保目的の古物商・質商・金融業者などがその主業者であり、これらの者は、専門業者として、建設機械の売買は所有権留保の割賦販売方式によるのが通例であることを当然了知しているものといえるから、当該機械の売主がその所有者であるか否かについて調査確認をなすべき義務を負うというべきであるとしたうえで、売主の所有権取得の経緯や割賦販売である場合にはその債務が完済されているか否かについて、割賦販売契約書、代金領収書等の裏付け資料の有無、その内容を自ら調査するほか、統一譲渡証明書の発行の有無についても確認し、売主の前主などに対して売主の残債の有無を確認するなどの調査確認義務があるのは、取引社会の常識に照らし明白というべきであるとして、過失を認定して即時取得が成立しないとしている。この判決については、松尾弘「判批」法セ798号(2021年)129頁がある。
- 7) たとえば、所有権留保のされた機械が転売され、買主の下で自然災害により滅失した場合など。